

門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号）第17条の規定に基づき、子育て世帯及び若者世帯に対し、予算の定める範囲内において、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、空き家の減少及び利活用を図り、もって市内への転入及び定住の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子育て世帯 現に同居し、又は同居しようとする満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（出生予定であることが母子健康手帳等で確認できる胎児を含む。）を含む親子を中心とした2人以上の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）からなる世帯をいう。
- (2) 若者世帯 いずれもが40歳未満である婚姻をしている者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）からなる世帯をいう。
- (3) 空き家等 1年以上居住その他の使用がなされていない建物及びその敷地をいう。
- (4) 市内の施工業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により許可を受けた営業所の所在地が本市の区域内にある事業者であること。
- (5) リフォーム工事 修繕、増築、改築若しくは模様替又は住宅の機能の向上のために行う補修、改造若しくは設備の改善のための工事のうち別表に定めるものをいう。

(交付期間及び見直し)

第3条 補助金の交付期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

2 市長は、補助金の交付期間が終了するに当たり、社会的動向、補助効果及び補助のあり方等を勘案した上で、交付期間、補助金の交付の対象となる事業、補助率等について見直しを行うものとする。

(補助対象世帯)

第4条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号の全てに該当する子育て世帯又は若者世帯をいう。

(1) 次のいずれにも該当する空き家等を取得し、そのリフォーム工事を行うこと。

ア 市内に存する戸建ての空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）であること（敷地面積が45平方メートル以下であるものを除く。）。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準を満たし、昭和56年6月1日以後に建築確認を受けていること。

ウ 交付申請日から起算して1年以内に取得し、又は取得予定（売買に限る。）であること。

エ 差押え、仮差押え又は仮処分を受けていないこと。

オ 土地区画整理事業、道路整備事業等による建物移転補償の対象となっていないこと。

カ 完了報告までに所有権移転の登記をすること。

(2) リフォーム工事完了後に、補助対象空き家等に居住すること。

(3) 市内の施工業者を利用し、契約する請負工事であること。

(4) 世帯員のいずれもが、市町村税を滞納していない世帯であること。

(5) 世帯員のいずれもが、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の申込みを行っていないこと。

(6) 世帯員に門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が含まれていないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、リフォーム工事に着手する前に、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象空き家等の所有権を証する書類
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 売買契約書の写し（交付申請日時点において、補助対象空き家等を取得している場合に限る。）
- (4) 補助対象空き家等の所在地、位置関係等が分かる書類
- (5) 空き家等であることが分かる次のいずれかの書類
 - ア 宅地建物取引業者が空き家である旨を表示した広告
 - イ 電気、水道又はガスの使用中止日が売買契約から起算して1月以上前である旨を確認できる書類
 - ウ その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類
- (6) 現況図
- (7) 外観写真
- (8) リフォーム工事に要する費用の見積書又はその写し
- (9) リフォーム工事工程表
- (10) 市内の施工業者であることが分かる書類
- (11) 誓約書
- (12) 委任状（委任する場合に限る。）
- (13) 前年度の市町村税の納税証明書（該当するもの全て）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、

適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

- 2 市長は、前項前段の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第8条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、前条第1項前段の規定による通知を受け取った場合において当該通知に係る補助金の交付の決定（以下「補助金の交付決定」という。）の内容又は交付の条件に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して10日以内に門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付申請取下げ届（様式第4号）を市長に提出することにより、当該補助金の交付に係る申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、前条第1項前段の規定による当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（リフォーム工事の着手）

第9条 補助決定者は、当該通知を受け取った日から速やかにリフォーム工事に着手するものとし、当該リフォーム工事に着手したときは、直ちに門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事着手届（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（申請事項の変更）

第10条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた後、リフォーム工事の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事内容変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更内容が分かる書類
- (3) 変更工事費内訳明細書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容を変更し、門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事内容変更承認通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

（リフォーム工事の中止）

第11条 補助決定者は、事情によりリフォーム工事を中止しようとするときは、速やかに門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事中止届（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（完了報告）

第12条 補助決定者は、リフォーム工事完了後、速やかに門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象空き家等の所有権を有することを証する書類（交付申請後に補助対象空き家等を取得した場合に限る。）

(2) 世帯全員の住民票の写し（転居後に門真市で取得した場合に限る。）

(3) 売買契約書の写し（交付申請後に、補助対象空き家等を取得した場合に限る。）

(4) リフォーム工事完了後の写真

(5) リフォーム工事費内訳明細書の写し

(6) リフォーム工事請負契約書の写し

(7) リフォーム工事に要した費用の領収書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、リフォーム工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を決定し、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付指令書（様式第10号）により、補助決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助決定者が門真市補助金等交付規則第15条各号のいずれかに該当すると認めるときは、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助決定者に通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(細目)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象内容	補助対象額
(1) 増築、改築等の建築工事 (2) 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事 (3) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事 (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事 (5) 電気、ガス等の設備工事 (6) トイレ、風呂、キッチン等の改修等の給排水工事 (7) その他市長が子育て世帯又は若者世帯が居住するために必要と認める工事ただし、以下の経費については補助対象に含めない。 ア リフォーム工事を行う補助対象空き家等と別棟の車庫、物置、納屋その他これらに類する建築物の工事に係る経費 イ 外構の工事に係る経費 ウ カーテン、テーブルコンロ、ベッドその他の移動又は取外しが可能な製品の購入及びその設置に係る経費 エ 家具及び家庭用電化製品の購入又は設置に係る経費 オ その他市長が適当でないと認める経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 市外に居住している世帯 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額と1,000,000円とを比較して少ない方の額 (2) 市内に居住している世帯 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と500,000円とを比較して少ない方の額

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申 請 者

住 所

氏 名

電話番号

門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付申請書

門真市子育て世帯等空き家利活用補助金の交付を受けたいので、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

記

補助対象空き家等の概要	所 在 地		(住所) 門真市													
			(地番) 門真市													
	所 有 者															
	建物形式				家屋番号		門真市									
	規 模		階数		階		建築面積		㎡		延床面積		㎡			
	建 築 年 月 日		年 月 日				確認番号									
施 工 業 者	業者名・法人番号															
	法人番号						↑ 法人番号記載欄									
	建設業許可番号		大臣・知事		特・般		第 号									
	所在地		大阪府門真市													
	代表者職氏名															
リフォーム工事予定費		金 円														
工事予定期間		年 月 日 から 年 月 日 まで														
添 付 書 類		☐補助対象空き家等の所有権が確認できる書類（登記事項証明書等） ☐世帯全員の住民票の写し ☐売買契約書の写し（交付申請日時点で、補助対象空き家等を取得している場合に限る。） ☐補助対象空き家等の所在地、位置関係等が分かる書類 ☐空き家等であることが分かる書類 ☐現況図（リフォーム工事に係る平面図等） ☐外観写真（リフォーム工事前の状況・現況） ☐リフォーム工事に要する費用の見積書又はその写し ☐リフォーム工事工程表 ☐市内の施工業者であることが分かる書類 ☐誓約書 ☐委任状（該当者のみ） ☐前年度の市町村税の納税証明書（該当するもの全て） ☐その他（ ）														

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

門真市長（氏 名） 印

門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった門真市子育て世帯等空き家利活用補助金について、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助対象空き家等

所在地	（住所）門真市
	（地番）門真市

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助対象空き家等のリフォーム工事を行うこと。
- (2) 門真市補助金等交付規則第15条の規定に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

門真市長（氏 名） 印

門真市子育て世帯等空き家利活用補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった門真市子育て世帯等空き家利活用補助金については、その内容を審査した結果、下記の理由により不交付と決定しましたので、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

記

補助対象空き家等の所在地	（住所）門真市
	（地番）門真市
理由	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

届 出 者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付申請取下げ届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた門真市子育て世帯等空き家利活用補助金について、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請を取り下げます。

記

補助対象空き家等の所在地	（住所）門真市
	（地番）門真市
取下げ理由	

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

届 出 者

住 所

氏 名

電話番号

門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事着手届

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた下記建物のリフォーム工事を着手しましたので、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、届け出ます。

記

補助対象空き家等の所在地		(住所) 門真市
		(地番) 門真市
リフォーム工事 施工業者	業者名	
	代表者職氏名	
	所在地	大阪府門真市
	建設業許可 番号等	許可番号 ☐ 大臣 ☐ 知事 () 工事業 主任（監理）技術者 氏名
着 手 日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
備 考		

様式第 6 号（第10条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

申 請 者
住 所
氏 名
電話番号

門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事内容
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた下記建物のリ
フォーム工事について、内容を変更したいので、門真市子育て世帯等空き家利
活用補助金交付要綱第10条第 2 項の規定に基づき、必要書類を添えて申請しま
す。

記

補助対象空き家等 の所在地	（住所）門真市
	（地番）門真市
変更内容等	
変更理由	
添付書類	☐ 交付決定通知書の写し ☐ 変更内容が分かる書類 ☐ 変更工事費内訳明細書 ☐ その他（ ）

様式第 7 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

門真市長 （氏 名） 印

門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事内容変更承認通知書

年 月 日付けで交付申請のあったリフォーム工事の内容の変更について、下記のとおり承認しましたので、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第10条第 2 項の規定により、通知します。

記

1 補助対象空き家等

所在地	（住所） 門真市
	（地番） 門真市

2 変更後の交付決定額

金 円

様式第 8 号（第11条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

届 出 者

住 所

氏 名

電話番号

門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事中止届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたリフォーム工事について、中止したいので、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第11条第 1 項の規定に基づき、必要書類を添えて届け出ます。

記

補助対象空き家等の所在地	(住所) 門真市
	(地番) 門真市
中止理由	
添付書類	☐ 交付決定通知書の写し ☐ その他 ()

様式第 9 号（第12条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

報 告 者

住 所

氏 名

電話番号

門真市子育て世帯等空き家利活用リフォーム工事完了報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた下記建物のリフォーム工事について、完了しましたので、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第12条の規定に基づき、必要書類を添えて報告します。

記

補助対象空き家等の 所在地	(住所) 門真市
	(地番) 門真市
補助金の交付決定額	金 円
工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助金の振込先	銀行名（ゆうちょ銀行を含む。）
	支店名 支店
	普通・当座の別 普通・当座
	口座番号
	フリガナ
	名義人
添付書類	☐登記事項証明書その他で補助対象空き家等の所有権が確認できる書類（交付申請後に補助対象空き家等を取得した場合に限る。） ☐世帯全員の住民票の写し（転居後に門真市で取得した場合に限る。） ☐売買契約書の写し（交付申請後に、補助対象空き家等を取得した場合に限る） ☐リフォーム工事完了後の写真 ☐リフォーム工事費内訳明細書の写し ☐リフォーム工事請負契約書の写し ☐リフォーム工事に要した費用の領収書の写し ☐その他（ ）

様式第10号（第13条関係）

門真市（ ）指令第 号

住所 _____

氏名 _____

門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付指令書

年 月 日付け 第 号により交付決定した門真市子育て世帯等空き家利活用補助金について、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり決定し、交付する。

年 月 日

門真市長（氏 名） 印

記

補助金交付決定額 金 円

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

門真市長 （氏 名） 印

門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定をした門真市子育て世帯等空き家利活用補助金について、下記の理由により取り消したので、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第14条第1項の規定により、通知します。

記

補助対象空き家等の所在地	（住所）門真市
	（地番）門真市
取消し理由	

様式第12号（第14条関係）

門真市（ ）指令第 号

住所 _____

氏名 _____

門真市子育て世帯等空き家利活用補助金返還命令書

年 月 日付け門真市（ ）指令第 号により交付した門真市子育て世帯等空き家利活用補助金について、門真市子育て世帯等空き家利活用補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり返還することを命ずる。

年 月 日

門真市長（氏 名） 印

記

返還すべき金額	金 円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 方 法	別紙納入通知書による
補助年度及び 既交付補助額	年度 金 円
命 令 理 由	